

## 総長選任問題に関する経緯について

### ■総長選任に関する庁規の定め

#### 一、庁規の定め

現在、神社本庁では、代表役員総長の選任をめぐる混乱が生じていますが、なぜこのやうな事態となつてゐるかを理解するには、先づ総長の選任方法を理解する必要があります。

庁規十二条二項には「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」（以下「総長選任条項」と言ひます）と定められてゐます。この趣旨がどのやうなものか明確でないことが、混乱の原因の一つとなつてゐます。

#### 二、解釈の複数の選択肢

総長選任条項の趣旨の解釈については、主に次のやうな選択肢があります。

- ①（統理の意見がどうであれ）役員会の多数意見によつて選ばれる
- ②（役員会の多数意見がどうであれ）統理の意見によつて選ばれる
- ③役員会と統理の意見が一致した場合に選ばれる

今回、神社本庁の役員会の多数意見は田中理事を総長にすべきといふものです。一方、鷹司統理は芦原理事を総長にすべきといふ御意見であり、現時点では役員会と統理の意見が一致してゐません。

このやうな場合、誰が総長に選ばれるのかは、庁規の総長選任条項が解釈①から③までのどの趣旨であるかによつて決まります。そして、庁規の条項の解釈は法的判断であるため、最終的には裁判所が判断することになります。

### ■総長選任条項の趣旨に関する神社本庁と芦原理事らの主張（どちらが穏当で、どちらが極端か）

#### 一、芦原理事らの主張

役員会の多数意見がいかなるものであつても、統理の意見によつて選ばれる（解釈②）。即ち、役員会の多数意見が田中理事であつたとしても、統理が芦原理事を指名すれば、芦原理事が総長になるといふものです。

#### 二、神社本庁の主張

ところが、自らの主張が正しいことが明らかとは言へない状況であるにも拘らず、芦原理事らは、強引な方法により現状変更を試みました。

#### 二、五月二十八日の役員会での議論

本年五月二十八日には行はれた臨時役員会において、新たな総長に関する議論が行はれましたが、統理が芦原理事を指名したのに対して、役員会の多数は芦原理事を支持しませんでした。そして、総長選任条項の趣旨（解釈①から③の何れが正しいか）に関する議論が行はれ、意見は一致しませんでした。このため、総長選任についてはあらためて議論が行はれることとなり、同日の役員会は終了しました。

#### 三、秘密裏に行はれた変更登記申請

そのやうな状況の中で、芦原理事は、役員会直後の本年六月六日、秘密裏に、自らが代表役員総長に就任したとして、東京法務局に対して変更登記申請を行ったのでした。

役員会の多数意見がいかなるものであつても統理の意見によつて選ばれる（解釈②）といふ芦原理事らの立場はをかしい。即ち、新たな総長は、役員会と統理の意見が一致した場合に選ばれるものであるが（解釈③）、統理は原則として役員会の多数意見に則つて御指名戴くべきものであるといふのが神社本庁の見解です。

#### 三、神社本庁の主張の理由

神社本庁がこのやうに主張してゐるのは、神社本庁における統理の立場やこれまでの事務運営のあり方から、総長選任条項はそのやうな趣旨であるとしか考へられないからです。以下に四点の理由を説明します。

第一に、これまでの神社本庁の総長は、役員会の多数意見に基づいて人選が行はれてきました。これまでも統理が新総長の人選を行つてきたかのやうな主張がありますが、事実ではありません。

第二に、神社本庁の事務は役員会の過半数（多数意見）により決定するといふのが宗教法人の定めです。よつて、仮に役員会の多数意見に反する者が総長に就任し

ても、総長は実質的な権限行使ができません。そのやうな者が総長になつても事務運営に混乱が生じるだけであり、現実的な仕組みではありません。

第三に、総長選任条項は「役員会の議を経て」と定めてゐますが、日本の法令及び神社本庁の庁規その他の関係諸規程の何れにおいても、「〇〇の議を経て」といふ場合、当該議決機関の判断に拘束されると解釈されてゐます。このため、役員会の判断（入選）に拘束力があると考へるのが自然かつ合理的です。

第四に、宗教団体としての神社本庁を代表するのは統理ですが、宗教法人としての神社本庁を代表するのは総長です。宗教法人の代表役員である総長の選任手続について、統理に絶対的な権限（役員会の多数意見に反して総長を決定する権限）を与へる筈がありません。

#### 四、まとめ

右の通り、総長選任条項に関する神社本庁の考へは、役員会の多数意見と統理の意見が一致した場合に総長が選任されるといふもの

### ■芦原理事らの強引な方法による現状変更の試みと、裁判所による是正

#### 一、はじめに

右の通り、総長選任条項の趣旨には複数の考へ方があります。芦原理事らの主張は極端かつ特殊であり、何れが正しいかは、最終的には裁判所が判断する問題です。

#### 三、秘密裏に行はれた変更登記申請

そのやうな状況の中で、芦原理事は、役員会直後の本年六月六日、秘密裏に、自らが代表役員総長に就任したとして、東京法務局に対して変更登記申請を行ったのでした。

ば、登記申請を行ったことを神社本庁に明らかにするのが当然ですが、芦原理事はそれを行つてゐません。総長選任条項に関する自らの主張に合理性がないことを認識してゐたからこそ、既成事実を作り出すべく、秘密裏に変更登記申請を行ったと推測せざるを得ません。総長選任に関する役員会における議論が継続中であるにも拘らず、秘密裏に登記申請を行ふことは、神社本庁理事の行為として適正と言へるでせうか。

法務局は形式的な書類審査のみを行ふ機関であるため、総長選任条項の趣旨に複数の考へ方があることは考慮されることなく、芦原理事を代表役員総長とする登記が完了してしまふ恐れがありました。

#### 四、裁判所は神社本庁の主張を認め、芦原理事の行為を是正

そこで、神社本庁は、芦原理事が代表役員総長であるとの登記が完了することを防ぐために、やむを得ず、芦原理事が総長の地位にないことの確認を求める裁判を申し立てました。そして、旭川地方裁判所は、本年七月八日、神社本庁の主張を認め、芦原理事が総長

の地位にないことを仮に定めると決定しました。裁判所が、登記変更により強引に現状変更及び既成事実の作出を狙った芦原理事の行為の不当性を認め、是正したのです。

#### ■芦原理事による新たな訴訟の提起

しかし、芦原理事は、自らが神社本庁の総長であるとの主張を維持し、本年八月五日、自らが代表役員総長の地位にあることの確認を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。今後、東京地裁において審理されることとなります。

この訴訟の争点も総長選任条項の趣旨であり、芦原理事らの主張（役員会の多数意見に拘らず、統理の意見によって総長が決まる）と、神社本庁の主張（役員会と統理の意見が一致した場合に総長が決まる）の何れが正しいのか判断されることとなります。

芦原理事の主張は、総長選任条項の趣旨として特殊かつ極端であるため、裁判所の理解を得られる可能性は低いと考へてみます。

本来なら話し合いによる解決が望ましいですが、芦原理事らが自ら

の主張を曲げずに訴訟提起を行ったため、裁判所の判断に委ねられることになりました。

#### ■議論をすり替へ、統理の権威を不当に利用してゐる

芦原理事による代表役員総長就任を認めないことは、統理の意向に反する行為であり不当であるとの主張もあります。

しかし、いかなる手続により総長が選任されるかは、評議員会で定められた庁規の定めに基づいて決定されるべきものです。庁規の定めを反して芦原理事を総長と扱った場合、後にそれらの行為は無効とされる恐れがあります。法治国家である日本の宗教法人たる神社本庁として、法令及び庁規を遵守すべきは当然のことです。

神社本庁は、統理の意向を疎かにしてゐるのではなく、法令及び庁規の定めに基づいた運用をしななければならぬと主張してゐるにすぎません。芦原理事らの主張は庁規の定めを反する可能性が高いため、それに従ふことはできません。

芦原理事らは、自らの主張する

総長選任条項の趣旨が極端かつ特殊なものであって裁判所の理解を得られる可能性が低いことを自覚してゐるからこそ、あへてその議論を避け、統理の意向を強く主張してゐると考へられます。これは、議論のすり替へであり、統理の権威を利用しようとする不当な行為と言はざるを得ません。

#### ■事態の正常化に向けて

右の通り、芦原理事らは、総長選任条項に関する極端かつ特殊な主張を展開した上で、芦原理事が代表役員総長に就任したといふ既成事実を作り出そうと、秘密裏に変更登記申請を行いました。しかも、問題の本質は総長選任条項の解釈であるにも拘らず、自らに不利なその点に関する議論を意図的に避け、代はりに統理の意向に反すると主張することで議論をすり替へてゐます。庁規の定めに関する解釈論を無視して強引に代表役員総長の地位を狙ふ行為は、極めて危険かつ不当なものであり、現在の混乱状況を招いてゐます。神社本庁は、裁判所に対して正しい事実関係を主張して芦原理事らに

よる不当な試みを阻止するとともに、今後も法令及び庁規を遵守した組織運営を行つてゆく所存です。

#### ■問合せ先

総長選任問題に関する神社本庁の認識は右に説明した通りです。御質問等があれば、左記に御連絡下さい。

神社本庁代理人弁護士小川尚史  
日比谷パーク法律事務所

〒100-0006

千代田区有楽町一―五―一

日比谷マリビル五階

(FAX)

〇三―五五三―八八〇〇

(メールアドレス)

naofumi@gawa@hibiyapark.net

(総務課)